

令和3年 第9回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和3年7月20日（火）午後1時30分～午後2時18分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 文化課参事
教育総務課総務班長 学校教育課学校教育班長 生涯学習振興課生涯
学習振興班長 文化課副参事

4 欠席者 教育総務課長兼学校教育課長

5 傍聴人 5人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

- ・豊見城市与根体育施設の管理費を要求することについて
- ・豊見城市立与根体育施設の管理費について（継続審議）
- ・豊見城市学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- ・令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択について
- ・令和4年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
- ・美ら島おきなわ文化祭2022（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）に関する現在の進捗状況について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

第9回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>それでは、令和3年第9回定例教育委員会を始めます。</p> <p>まず最初に、資料の確認をしたいと思います。委員の皆さんに送ってありました議事日程ですが、少し変更があるかと思いますので、今日お配りになった議事のほうで日程を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>今日の会議の署名に関しては、宮城委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第2の会期日程ですが、今日1日とよろしいですかということを確認しないといけないということなので、よろしいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは会期日程1日として、本日の議題ですが、お手元に配った議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。</p> <p>7月1日、教育長に任命されましたので、その日に県産品優先使用要請行動に参加しています。</p> <p>7月2日金曜日に、定例校長会に参加しています。</p> <p>飛んで、7月6日火曜日に定例教頭会のほうで、本来であれば参加しないということでしたけれども、就任の挨拶をいたしました。</p> <p>7月7日水曜日、同じく県産品優先使用の県の要請を受けております。</p> <p>7月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に参加しております。</p> <p>7月14日、第1回の教科用図書島尻採択地区協議会、糸満市役所のほうに参加してまいりました。</p> <p>今月の私の日程は、今の報告のとおりになっております。</p> <p>続いて、日程第4の議案第23号に入りたいと思います。豊見城市立与根体育施設の管理費を要求することについてであります。事務局の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>それでは議案第23号 豊見城市立与根体育施設の管理費を要求することについてでございます。公の施設として存続している与根体育施設について、管理運営するための予算措置がされていないことから、必要な管理委託費を令和3年度の既決予算から流用する方法等により要求することについて議決を求める。</p> <p>提案理由としましては、豊見城市立与根体育施設の良好な管理運営と市民利用者へのサービス提供に支障のないよう市長部局と十分な協議・調整を行い、必要な予算を確保するために議決を求めるとしております。詳細につきましては、担当課のほうから説明を申し上げます。</p>
生涯学習振興課長	それでは議案の説明をいたします。

	<p>当該与根体育施設の管理費の件につきましては、4月26日以降の教育委員会の中で議論をされてきております。今回新たに議案第23号として提案させていただきましたが、議案の内容につきましては、令和3年度の予算において施設を管理運営する予算措置がされていないことから、早急に必要な管理費の予算要求を行い、予算措置を行うことで、これまで同様に管理委託してまいりたいと考えております。</p> <p>継続審査となっております議案第18号においては、管理委託費について1年間分を予算要求することとしていましたが、年度が始まって4か月が経過している中においては、1年間分という表現は適切ではないこと。そして、与根体育施設の今後の運用の見通しなども慎重に検討しなければならないことを勘案すれば、今後の必要な予算措置について市長部局と慎重に協議・調整していくことになると考えております。</p> <p>よって、今回の議案第23号につきましては、1年間分という表現を削除しまして、必要な予算を求めるというような表現にしております。担当部署としましては、与根体育施設の条例が存続している現状において、今後の与根体育施設の良好な管理運営と市民利用者へのサービス提供に支障のないよう市長部局と十分な協議・調整を行い、必要な予算を確保することという教育委員会としての議決をしていただくことにより、市長部局と早急に調整していきたいと考えております。委員の皆様も、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	ありがとうございました。ただいまの議案第23号について、委員の皆様の質問がございましたら、挙手でお願いいたします。
大城委員	今日は決を探るというんですが、行けるんですか。これまで継続審議ということで、決を探る話までは……。今日は決は探らないのか。
教育長	これは採決を求めます。第23号は改めて提案しているので、議決を受けないといけません。
大城委員	じゃあ、議決の前に。これまで我々教育委員としても予算流用について何回か会議を持って話もしたんですが、今こっちにあるように市長部局と委員会と十分な調整がされていないというところもあって、なかなか僕らとしても結論を出せなかつたんですけども、今回提案理由にあるように市長部局と十分な協議・調整を行い、お互いスマーズに、こういう予算についてもこれからは必要な調整もされていくだろうと考え、予算もぜひ早めにつけないといけないんだろうということは前から理解はしていたんですが、なかなか結論を出せなかつたんですけども、今回宮里課長からもあったように、今後に向けていい方向に行くだろうと思って、私としては予算流用に賛成したいと思います。
教育長	あとはよろしいですか。
備瀬委員	今、説明がありましたので、私としても新教育長になってから再度話し合いをし

	たいということも伝えていたんですけども、今、必要な予算についてのみ要求と。市長部局との調整、大城委員と同じように前回とは違ってきましたので理解はしているつもりですけれども、私のほうから一番最後に質問したことは、嘆願書のほうと要請書の内容が大分違っているものだから、その辺は直接お話を伺いたいということもありました。そして、私が一番の目的とするところは、予算の流用もそうなんですが、流用というよりは再生医療拠点施設に向けての取組をすることが豊見城市の子どもたちの、未来の子どもたちのためには絶対必要であるということで強く思ってきましたので、それに向けてもまた今後検討していただきたいこともあります。そういうこともぜひ検証しながら、あるいは方向性を示しながらお願ひできたらということも加えまして、私としても前向きなところで賛成はできるかなというふうに考えております。以上です。
教育長	ありがとうございます。よろしいですか。
下條委員	以前、6月28日に行われた教育委員会の集まりで報告と、その7月に入ってからの話とでは全く違ったお話をされました。それで以前のお話が全く違っていたということはお認めになったと思います。その間違った内容を私たちが審議できなかったということについても理解していただけたのかなと思います。今回、7月に出された内容、報告が正しいことであれば、そこからのスタートとして私たちは判断していくのかなと思いますので、今後正しい内容というか、当たり前の真実をベースに、事実をベースにお話し合いをしていただくということが前提として、あと総務課の手続はしっかりとなさるということでお話が進んでいくのであれば、前向きに検討させていただきたいなと思います。
教育長	ただいまの提案どおり進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは提案どおり決定ということで進めてまいります。 続いて、日程第5の継続審議になっておりました議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費についての審議に移ります。議案第18号につきましては、継続審議の議案でございましたが、先ほど議案第23号 豊見城市立与根体育施設の管理費を要求することについての議案が可決されましたので、議案第18号については議論することが必要なくなってきたので、事実上、審議未了になると考えますが、それでよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、ただいま議論されております議案第18号に関しては終了いたします。 続いて、日程第6 議案第20号 豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局の説明をお願いします。
教育部長	それでは議案第20号 豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令につ

	<p>いて、上記の議案を提出します。</p> <p>提案理由としまして、県費負担職員の履歴事項追加（訂正）届について、条文にある添付資料名と様式に記載されている添付資料名に相違があり、様式にある添付資料名を修正する必要がある。また、様式に事項別の記入欄を設け、記入しやすい様式に変更することで、教職員の負担軽減が図れるため、様式を修正する必要があるとしております。</p> <p>それでは一番最終ページのほうに改正前と改正後の様式がございますので、ご覧ください。右のほうが改正前でございます。改正部分につきましては、下の右の2の追加事項につきまして表の表記にしまして、右手のほうに分かりやすいように戸籍抄本の写しとか、添付書類の種類を書いております。また、一番下の※の2番のほう、氏名、本籍、現住所を変更した場合は身分証明書を添付すると書いておりますが、この部分について、戸籍記載事項については戸籍抄本、学歴、資格等の場合についてはその証明書を添付するというふうに変更しております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。</p>
教育長	ありがとうございます。今の提案についてご質問がございましたら、よろしくお願いします。
備瀬委員	様式を変えたということは、条文に合わせたというふうに理解してよろしいですか。
教育部長	条文にある添付資料名に合わせたということになります。
備瀬委員	オーケー、了解です。
教育長	今の提案でよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。ただいまのは提案どおりということで進めさせていただきます。 続いて、日程第7の議案第21号に移ります。令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択についてであります。事務局の説明をお願いします。
教育部長	それでは議案第21号 令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択について、上記の議案を提出いたします。 提案理由としまして、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、本案を提出するとしております。なお、詳細につきましては、担当課のほうから説明を申し上げます。
学校教育班長	学校教育課学校教育班長です。よろしくお願いいいたします。 それでは議案第21号 令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択について、ご説明を申し上げます。 まず、中学校で使用する歴史教科書等につきましては、前年度になるのですが、令和2年度で、地区協議会のほうでの教科用の採択は一旦終了していたんですけれ

	<p>ども、今回諮問のありました自由社の歴史教科書につきましては、令和元年度の検定に漏れたということがございまして、改めて令和2年度検定合格したことに伴つて、改めて再度、その教科書の使用についての協議をするということの諮問がなされております。それで、豊見城市教育委員会としましては、島尻採択地区協議会のほうに対して5月31日、諮問を行いまして、島尻採択地区協議会のほうで6月7日より、各中学校に対して教科用図書の展示を行っております。その後に6月30日に、学校展示から調査票の報告の取りまとめを行いまして、7月14日、先ほど教育長の諸般の報告にもありましたとおり、島尻採択地区協議会を7月14日14時より開催しまして、今回の議案の内容どおりの答申がなされております。</p> <p>答申結果としましては、議案書の3ページにございますとおり、種目 社会・歴史的分野、発行者名が帝国書院。こちらは従前から使用しております教科書をそのまま継続採択というふうな答申結果となっております。以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの歴史教科用図書の採択について、ご質問がありましたらお願ひします。異議なしでよろしいですか。</p>
大城委員	これは採択委員がこれでいいと言っているわけですよね。
教育長	島尻地区の教育長会で決定しました。
大城委員	いいと思います。
教育長	はい、ありがとうございます。それでは続いて、同じく教科書についての説明をお願いします。
教育部長	<p>それでは議案第22号 令和4年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、上記の議案を提出いたします。</p> <p>提案理由といたしまして、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書については、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の当該学年用を使用するのが原則ではあるが、児童生徒の障害の種類及び実態により当該学年の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を使用する必要がある。そのため、一般図書を使用するために、前述の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書と同様に市町村教育委員会において採択を行う必要があるとしています。また、視覚障害のある児童生徒が使用する教科書として、文部科学省の検定を経た教科書の文字や図形を拡大して複製した「拡大教科書」の採択や文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下位の学校段階・学年段階で使用する場合においても附則第9条図書として採択しなければならないとしております。</p> <p>なお、詳細につきましては、同じく担当課のほうからご説明を申し上げます。</p>
学校教育班長	<p>引き続き学校教育課学校教育班長より、ご説明申し上げます。</p> <p>こちら、先ほどと大きな違いとしましては、教科書ということではなくて、一般</p>

	<p>図書というふうな括りになっております。教科書につきましては、小学校、中学校ともに前年度、前々年度において採択が終了しております、提案理由の中にもございましたとおり、特別支援学級の児童生徒につきましては、その発達、障害の状況に応じて、個々に応じた教科書以外の、当該学年よりもちょっと下の段階での指導等が必要になった場合に使用するものとしての一般図書というところが設けられております。そちらについては毎年度採択等を行っていく必要がございますので、今回令和4年度に使用する特別支援学級用教科用図書、一般図書につきましても、同じように島尻採択地区協議会のほうで諮問を行いまして、提出しました議案のとおり答申がなされている状況でございます。</p> <p>答申内容につきましては、議案の3枚目にございます令和4年度使用小学校教科用図書（答申）のとおりとなっております。</p> <p>次のページにつきましては中学校。小学校、中学校ともに答申の内容が書かれております。以上でございます。</p>
教育長	ありがとうございます。今の特別支援学級用の一般図書の件について、ご質問がございましたらお願ひします。
下條委員	特別支援学級とか、特別支援学校のほうですね、文部科学省のほうから教科教育の強化を図るようにということは言われているかと思うんですけども、この一般図書につきましては、前年度と何か違いがあったりするんですか。一個一個が全部そういう基準に沿って内容を吟味されているものなのでしょうか。
学校教育班長	ご質問に対してちょっとお答えしかねるところでございまして、と申しますのも、採択地区協議会のほうで検定員の方が従前に選定をされまして、そちらのほうでしっかりと選書されているということになりますので、私どもとしましては学校現場の先生の意見が十分に反映された上での答申内容になっているかというふうに思っております。
下條委員	はい、分かりました。
教育長	ほかにございますか。
大城委員	ちょっと教えてほしいんですが、教科書とはちょっと離れているんですけども。道徳というのがあるんだけど、これは教科書になっていると思うんですが、この道徳の評定もされているんですか。学校現場を離れて長いものだから、分からぬので教えてほしいんですが。
教育長	評価されています。子どもの変容について、当初の道徳の時間とそれから1学期の終わり、それから学年の終わりのほうで、この子の変容を評価して記述で評しております。
大城委員	それで記述式なのか。それでやっているのか。
教育長	そうです。記述式です。
大城委員	分かりました。

教育長	よろしいですか。
備瀬委員	これは5段階評定に移行するようなことも情報としては入っていますか。
教育長	今のところは記述式です。
備瀬委員	そういうのはまだ現時点ではないのか。
教育長	そうですね。この変容を評価できる、これを数字でやるかというのは違う議論になると思います。よろしいですか。
下條委員	数字ではなくて、ポートフォリオみたいな感じで何かできるようになった……。
教育長	今はノートがあって、毎時間ノートに自分の意見、人の意見というものを書くところがあつて、そしてまとめのほうで、これに対して私はこういうふうに思いますという考え方をまとめて、これを全て担任の先生が確認をして、この子の変容を評価しております。
下條委員	はい、分かりました。
教育長	よろしいでしょうか。 それではそのまま採決について、提案どおりでよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第9の報告第7号 美ら島おきなわ文化祭2022（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）に関する現在の進捗状況について、事務局の説明をお願いします。
教育部長	報告第7号 美ら島おきなわ文化祭2022（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）に関する現在の進捗状況について説明をいたします。 提案理由としまして、令和4年10月22日（土）から11月26日（日）までの計37日間で開催される美ら島おきなわ文化祭2022（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）について教育委員の皆様へ報告することになっております。 それでは内容につきましては、担当課のほうでご説明申し上げますので、よろしくお願いします。
文化課参事	文化課参事のほうから説明させていただきます。 報告の案件のほうをおあけください。この文化祭につきましては、前回の委員会のほうでご説明を差し上げるところでありましたけれども、時間の都合でできませんでした。ちょっと状況も変わってきておりますので、そこも含めてご説明をしていきたいと思っております。 今回の資料は、主に県の取組状況、県がどのような枠組みでこの文化祭を捉えていらっしゃるのかということをまず説明した上で、現在の本市の取組状況についてご説明を差し上げたいと思います。 まず、美ら島おきなわ文化祭2022の概要についてご説明をしたいと思います。

これは第37回国民文化祭と第22回全国障害者芸術・文化祭を同時に開催していくということで、沖縄県は復帰50周年ということでこれを承知いたしまして、美ら島おきなわ文化祭2022と題して取組を進めていくということになっております。開催期間は令和4年、来年の10月22日土曜日から11月27日日曜日の37日間ということで、この期間内で取り組まれ、県と市町村で取り組んでいるということになっております。大会テーマは、「文化芸術の花 咲いわたり」ということで取り組むということになっております。

どういう事業を取り組んでいくかということでございますが、事業概要のほうをご覧ください。ア　主催事業として総合フェスティバルということで、県のほうが実施をするものです。これは開会式、閉会式、宜野湾のコンベンションセンターのほうでやられるようです。文化発信事業、シンポジウム、国際交流事業、障文祭ということで進めていくということらしいです。当市に関わるところは、分野別フェスティバルと言われているところですね。これは市町村で取組をしていくんですけども、取り組む内容については2つございます。1つは継続事業、もう1つは独自事業ということになっていくわけでございます。これは後で説明がありますので、後にしたいと思います。その他協賛事業、連携事業、応援事業ということで、今県は募集をかけながら取組を進めているという状況であります。本来ならば2年前ぐらいから取り組んでいくんですが、コロナ禍もあったり、県の体制が準備室からコロナ対策に職員が抜かれたりというふうな状況もあって、実は本年度あたりから県は本腰を入れて取り組んでいるという状況、かなり急いでいらっしゃるという状況を感じているところです。

次のページの推進体制につきましては、先ほどありましたように全体、沖縄県が取り組む実行委員会をつくっております。豊見城市でも取り組む場合でも実行委員会をつくって取り組むということになるかなというふうに考えております。その中でも企画会議にぶら下がったりというふうなことになってくるかなと思っています。

先ほど説明し残しました分野別フェスティバルなんですが、これは市町村が実行委員会として主催をしていく事業であります。継続事業といたしましては、これまで国民文化祭で既に実施された全国的な広がりを持つ事業で、今後も継続して実施される事業であって、参加団体や作品を全国から募集するものとなっております。例えば俳句とか健康麻雀とか、着物の祭典とか、そういうものが幾つか、沖縄に来たいという団体は30団体に満たないぐらいになりますけれども、そういうものが予定されております。

もう一つ、独自事業というもので、各地域の特色を活かして、各自治体が企画実施する事業。これまで各市町村で実施してきた文化事業を当該年度に限って一時に拡充・発展させる企画や、地域資源の掘り起こしや観光振興など、地域の活性化

	<p>を目的とする事業と連携させる企画なども対象となるということになっています。</p> <p>市町村の分野別のフェスティバルの取組については、これは手挙げ方式というか、補助金を出すという形になっているようです。ですので、次のような規制や、こういう枠組みの中でやらないといけないということになっています。1つ目は市町村実行委員会の設置です。これは県実行委員会との窓口になり、補助金の申請や調整事務を行う主体として市町村実行委員会の設置が必要となっているようです。令和3年度の県補助金については、先催県の視察ですね。本市は和歌山県を想定しているんですが、2分の1以内、2名分の旅費が補助対象となっています。令和4年度、当該年度ですが、継続事業に関しては2分の1内で、県からは10月ぐらいにどれぐらいというところのめどが示されることになっております。独自事業については、継続事業をやる場合は3分の2以内、なしの場合は3分の1ということで補助上限額というのは今調整中です。これも10月末ぐらいまでに県がお示しをすることになっているようです。</p> <p>続きまして、県のイメージしている取組のスケジュールなんですが、実は実行委員会を市町村は立ち上げてくださいというような話になっておりますが、若干遅れが出ています。これはうちだけが遅れているわけではなくて、各自治体ともに8月を目途にというところが多いかな。7月末から8月にかけて実行委員会の立ち上げをしていくことになっております。ただ、文化庁との調整は10月、11月とおしおりが決まっておりますので、その前までにある程度の形にしていく必要があるということでご理解をいただけたらと思っております。</p> <p>県の枠組みは、そういうことになっているということでありまして、じゃあ、本市はどうなっているんだということあります。前回お配りした資料にはもうちょっと詳しく豊見市の取組状況について書かれているのが確認できると思いますけれども、実はその6月の時点では瀬長教育長に代わっていなかつたということと、あと市長、副市長の調整の前に「こういう状況で臨みたいと思います」というご説明をする予定でしたので、細かく書いておりました。ただ、7月2日に教育長に説明する予定でおりましたら、市長、副市長もご出席なされるということで、まとめて同席いただき説明を申し上げたところ、私としてはその継続事業、独自事業とともに取り組むというつもりで6月1日に着任をして準備を進めてまいりましたが、その在り様も含めてもう一回検討していただきたいというご指示がありましたので、今その検討をしているところであります。当初は継続事業として川柳を予定していましたが、これはもう去年の時点では将棋とか、そういったものを想定しておりました。いろんな事情があって、豊見城市に県の協会の事務局を見ているような方々がいらっしゃったり、20年来活動されているということで、それならば川柳をということで企画を練り直して、その案をつくったところでありますが、そもそもゆかりがあるのか、その意義についていま一度確認をしてほしいとい</p>
--	---

	<p>うことがありましたので、そこは再度検討になっております。</p> <p>もう一つの独自事業につきましては、市の文化協会が毎年協会の総合文化祭というのを開催しています。去年はコロナの関係で開催はできませんでしたが、それに合わせて豊見城市には3つゆかりのある組踊があって、その中の雪松(ゆちばれ一)という本市が台本まで復元した組踊があります。そこをできれば拡充する形で、それを文化祭に加える形で現時点では検討をしているところです。この2日の説明会の中では、川柳についてはゼロベースで見直しというご指示があったところではありますけれども、組踊については、ここは取り組む意義があるだろうというようなご発言もありましたので、そこは残す形で考えているところであります。</p> <p>前回の話し合いの中で大きかったのは、一つは継続事業、川柳を取り組むということで提案したところでありますけれども、41市町村の中でどこどこが取り組む予定なのかということでありました。調べたところ5市ですね、名護市、浦添市、那覇市、糸満市、宜野湾市が現時点では継続事業に取り組む予定であるという状況を確認しております。名護市が太鼓の祭典、ここは地元に太鼓の団体があって、その関わり、県連の窓口もそこになっているということでの関わりだそうです。浦添市はオーケストラの祭典とてだこホールでかねてよりオーケストラのものがありますので、その関わりの中で一緒にやっていくということで、ここはゆかりがある。那覇市は大正琴の祭典、ここはその運営です。糸満市、着物の祭典、宜野湾市は健康麻雀ということで、そういった取組がされているということです。全部の市町村ではないということがありました。</p> <p>あと、もう一つ質問がございましたのは、市の文化協会が実行委員会の窓口、もしくはその事務局になれないのかというご指摘があつて、そこもちょっと調べましたが、県内、そこを事務局としているところは、県の事務局にも確認しましたが、確認ができませんでした。ただ、原理上は市が十分に関与しているのであれば、市長が会長になっている限りにおいては、そういった団体が事務局になることについては問題ないということは確認しております。ただ、文化協会が受け入れられるかということについては、7月に文化協会事務局に行きました、事務局長と会長ともお話をしましたが、やはり人的な要素、事務方が足りないということや、そういう大きなイベントを抱えるほど組織として強くないことがあって、現実的には今、受け入れが難しいというようなお話を伺っているところであります。そこ辺も含めて、この委員会の後、教育長、また副市長とも調整をして、次回にはおおむね本市としてどのように取り組む、もしくはその実行委員会としてどのように取り組むというお話ができるかなと思いますが、現時点ではこの程度のご説明ということにさせていただけたらと思っております。以上です。</p>
教育長	丁寧に詳しく、ありがとうございました。今の説明に関して、ここは聞きたいというところがあれば。

大城委員	お願いします。この美ら島おきなわ文化祭のベースというか、これは市町村の分野別で特色あるものをつくらないといけないんですか。豊見城市は何をモチベーションにして進めていくというのは。
文化課参事	一つは、先ほどご説明した独自事業については、毎年文化協会が総合文化祭というのを開催しております。そこは非常に大事な文化の祭典だろうというふうに私どもとしても考えておりますし、そこを拡充する形で、その意義プラスアルファで組踊を足していくと。これまで二部構成で文化祭をやっていたんですが、もう一つ加えて、本市にゆかりのある組踊、その中で一括交付金を活用して「未生の縁」と「雪払」という組踊の台本を復元しているんですけれども、そのうち上演回数が少なくて、最近まだまだこなれていないというか、上演回数の少ない「雪払」のほうを上演できるような形で組踊保存会、文化協会と一緒にになって取り組みたいなと思っているところであります。そういう意味では、豊見城市独自で掘り起こしをして、かつ育てているのでゆかりがあるというふうに言えると思いますし、また、今回こういった取組をすることで、組踊保存会や文化協会に対しても目配りというか、こういったことの支援にもなるかなというふうに思っているところです。以上です。
大城委員	それで今、もうちょっと聞きたかったのは、この事業を終わって後、事業を発表後、フェスティバル後、継続した取組ができるようなものを持って行って、打ち上げ花火で終わらせるのではなくて、継続的にこれから進められるようになったほうがいいわけですよね。目標をね。組踊の話もよく出てきているんだけど、子どもたちに向けても組踊というのは私は非常にいいのではないかと思うんですよね。各学校で取り組ませて、子どもたちに組踊もさせてもいい取組ができるのではないかと思うんですが、どうですか。
文化課参事	大変重要なご指摘だと思っております。私どももこれは後に残るもの。教育長もその打ち合わせの中でレガシーという言い方をされていましたけれども、やはり後に残ってくるものを残していきたい。その中で私どもとしては、大城委員がおっしゃっているように、子どもたちへの視点を忘れてはいけないなということで、さっきの資料にもその子どもという視点が、3月にお配りした資料の中ではコンセプトの中に書かれているかと思うんですが、その子どもたちへ体験や鑑賞事業ということで、学校でも文化協会で段取りをして、学校に手を挙げてもらって、実は「執心鐘入」を鑑賞していただいております。題材としてもすばらしい題材であるんですが、今後は、今その調整をしているんですけども、本市出身の天才踊り手と言われていた子どもの踊り手が大人になられて、組踊の若手伝承者になっていらっしゃいます。今、連絡がようやくつてで取れて、今回もしやるのであれば協力をいただけるということでお言葉をいただいておりますので、今後はそういった人たちを中心に学校でも体験、できれば豊見城市にゆかりがあるような組踊をやるような形で進められないかということで今検討を進めております。ただ、ちょっと課題が幾つ

	かございまして、組踊に関しては歌、三線の方々は、もう歌、三線をやっている方が練習をすればできると。ただ立方、舞台上で演じる方々については、やはり舞踊の素養があった上で、なおかつ訓練をしないといけないということで、その確保についての課題があるなと思っています。だから今後は、継続することを考えるのであれば、もっと若手も含めた育成の枠組みをちょっと考えていく必要があるかなと思います。そういうことでないと、その維持ができないかなと思います。そこら辺の大きな課題がありますが、思いとしては子どもにも体験をしていただいて、継続的な体験をする中で組踊、豊見城市にはこういうものがあるだよ、こういう文化があるんだよということを知ってもらいたい。私どもは積極的に働きかけていきたいと思っているところです。
大城委員	ぜひ打ち上げ花火で終わらせないで、継続していけるようにお願いしたいなと思います。以上です。
文化課参事	ありがとうございます。
教育長	報告については、また次回いろいろ意見を伺ったところで課題が上がってくると……。
宮城委員	資料4の独自事業のところの中ぽつ2番目ですね、地域資源の掘り起こしや観光振興など、地域の活性化を目的とする事業と連携させる企画なども対象とするとありますが、これは市民に向けて、そういう何らかの企画を募集するというふうなこともあるのでしょうか。
文化課参事	なるほど。教育長、いいですか。
教育長	はい、どうぞ。
文化課参事	ご質問のところです。貴重なご提案だと思っております。現時点では今までの思いをいたしておりませんので、その調整の中でその提案も見られるような形ができるのか、検討を進めてまいりたいと思います。ただ、予算の関わりがありますので、この辺のところは、少し実現ができるかどうかを含めて検討をさせてもらいたいと思います。
宮城委員	分かりました。
下條委員	すみません、お疲れさまです。今回の資料と前回の資料を見比べてお話をさせていただきたいと思います。 フェスティバルの事業で2つ大きな柱があつたかなと思うんですが、継続事業と独自事業があって、今のご説明は、組踊に関しては独自事業のお話なのかなと思うんですけども、前回、主に内容のボリュームを占めているのが川柳のことだったのかなと思うんです。川柳が継続事業だったんですね。今、こちらのほうを見ますと、新しいものでは今から作品を全国から募集するということで、まだ継続事業が決まっていないということでよろしいんですか。
文化課参事	はい。

下條委員	じゃあ、川柳はもうなしということでいいですか。
文化課参事	川柳につきましては、なしかどうかも含めてちょっと検討をさせていただきたい。もう一度、少し調整をさせていただきたいということで、今その資料をつくって準備をしているところです。また、来月にはもっと詳しいお話ができるかなというふうに思っております。
教育長	はい、ありがとうございました。では、次回についてまた課題等があれば。
備瀬委員	いいですか。これから開催要項とか、事業計画書等を作成されると思いますが、併せて宮崎県とか和歌山県の視察等もあるかと思いますけれども、現在の事務局のスタッフの人数はどれぐらいで、来年の8月22日だったかな、タイムスケジュールにおいて十分なのかどうか、このスタッフで十分なのかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいんですが。実は1988年に海邦国体があったときに、大変な取組をした経緯もあります。豊見城のほうでは馬術があって、相当担当なんかは調整、調整と毎日のように豊見城に通っていました。何とか開催し、そして馬場をレガシーとしてそのまま残してほしいというのも強くあったんですが、結局はなくなりましたけれども、その後のことを見据えて計画をしてもらいたいというふうに感じたんですが、現在は文化課参事だけが事務局のメンバーなのでしょうか。ほかにもいるのかどうか。
文化課参事	教育長、よろしいですか。
教育長	はい、どうぞ。
文化課参事	<p>お答えいたします。今、文化課総がかりで取り組んでいるというお考えをしていただけたらと思います。その中で当面、副参事が4月1日から配属になって、それでも大変だということで6月1日、私が入っています。当然、それを統括する形で文化課長が見ていただいているということあります。そう意味では体制として、それに加えて臨時職員、今、会計年度任用職員と言うんですが、一人おりますので、実質的には、縦のラインでいうと今4人いることになりますので、今年度の準備に関しては、この陣容で十分だろうと考えております。</p> <p>ただ、今後企画を詰めていく中で、やはり他団体との調整が出てくる。継続事業をやるかやらないか、あと独自事業をどのような膨らまし方をするかによっても話がちょっと見えてこないところがあるので、今後はちょっと見えてくる中で、必要があれば組織機構改革の中で、その立ち上げも含めてご相談をしていきたいというふうに考えているところです。</p> <p>現時点では、これで行けるだろうという。</p>
備瀬委員	今年度は今のスタッフで対応ができるということ？
文化課参事	できるということで今考えております。
備瀬委員	その辺の開催要項とか、事業計画も含めて大丈夫だということですか。
文化課参事	はい、頑張りたいと思います。

備瀬委員	安心しました。
文化課参事	よろしくお願ひします。
教育長	よろしいですか。
備瀬委員	いいですよ。安心しました。
教育長	では、次回までまだ課題等があると思いますので、そのときにまた説明できたらなと思います。よろしくお願ひします。
文化課参事	よろしくお願ひします。
教育長	議事に関しては全て終了しました。事務局のほうから、次回の定例教育委員会の日程について提案をお願いします。
総務班長	<p>事務局のほうからは、次回の定例教育委員会の開催についてということで案をお示ししたいと思います。</p> <p>さきにお知らせした、8月30日月曜日ということでご案内したんですが、1か月以上日が開くということで、私たちのほうとしてももう少し間隔を詰められないかなと思いまして、教育長とも相談した結果、8月16日も何とか会議室のほうを押さえられそうなので、8月16日月曜日のほうもご提案させていただきたいんですが、この2案でちょっとご検討いただけたらと思いまして、お話をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
大城委員	旧盆は何日でしょうか。
総務班長	8月16日。
大城委員	あつ、旧盆は……。
備瀬委員	20、21……。
宮城委員	20日からですね。
総務班長	8月20日金曜日から22日日曜日までですね。20日がウンケーですね。
教育長	下條委員は16日は？
下條委員	すみません、16日は予定が入っております。
備瀬委員	お盆前というと身動きが取れそうもないで、予定どおり30日でもよろしいですか。
総務班長	8月30日の月曜日の午後ということで。
大城委員	でも、その前に持つ必要があるんだったらやらないといけないんじゃないんじやないか。
教育長	そのときはまた連絡差し上げます。そのときはそのときでまた連絡をさせていただきます。
総務班長	では、次回の定例教育委員会につきましては、8月30日月曜日の午後ということで予定させていただきたいと思います。 事務局のほうからは以上です。
教育長	ありがとうございました。

	それでは、これをもちまして第9回定例教育委員会の全日程を終了します。ありがとうございました。
--	--

(署名欄)

教育長 瀬良 盛光

教育委員 宮城 伸子